

議案第40号

三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町印鑑条例(平成5年9月三宅町条例第12-2号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月4日 提出
三宅町長 森田浩司

三宅町印鑑条例（平成5年9月三宅町条例第12-2号）の一部を次のように改正する。

第1条

第2条第1項第1号中「の規定に基づき」を「に基づき」に、「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第1項第1号中「(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称。以下この号、次条第1項第4号において同じ。)、氏若しくは名又は氏名」を「、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)、又は氏名、旧氏若しくは通称」に改める。

同項第2号中「職業、資格その他氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加える。

第2条

第6条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第2条の規定は令和元年12月16日から施行する。

三宅町印鑑条例の一部改正新旧対照表

第1条

改正後	現行
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町が備える住民基本台帳に記録されている者</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 町長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理できない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)、又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)~(7) (略)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 町長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理できない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称。以下この号、次条第1項第4号において同じ。)、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表されていないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)~(7) (略)</p>

三宅町印鑑条例の一部改正新旧対照表

第2条

改 正 後	現 行
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 町長は、第4条の規定による確認をしたときは、直ちに当該登録申請者に係る印鑑登録原票を作成し、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 印影</p> <p>(2) 登録番号</p> <p>(3) 登録年月日</p> <p>(4) 氏名</p> <p>(5) 出生の年月日</p> <p>(6) 住所</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 町長は、第4条の規定による確認をしたときは、直ちに当該登録申請者に係る印鑑登録原票を作成し、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 印影</p> <p>(2) 登録番号</p> <p>(3) 登録年月日</p> <p>(4) 氏名</p> <p>(5) 出生の年月日</p> <p>(6) 男女の別</p> <p>(7) 住所</p>